

新しい建築士制度が スタートしました。

構造計算書偽装問題への対応として、平成18年臨時国会で成立した「改正建築士法」は、一部を除き、平成20年11月28日に施行されました。

「改正建築士法」では、建築士の資質・能力の向上、建築士事務所業務の適正化を図り、構造計算書偽装問題により失われた建築物の安全性や建築士制度に対する国民の信頼を回復することを目指しています。

平成20年
「改正建築士法」施行

平成18年「改正建築士法」公布

平成17年
構造計算書偽装問題発覚

昭和25年
「建築基準法」「建築士法」制定

監修 国土交通省
発行 新・建築士制度普及協会

建築士制度見直しの概要につ

1 建築士の資質・能力の向上

〈建築士試験の見直し〉

受験資格の見直し（①学歴要件）

- 建築士試験の受験資格について、「所定の学科卒業」という従来の要件から、「国土交通大臣が指定する建築に関する科目を修めて卒業」という要件に変更されます。
- この見直しは、平成21年度入学生から適用されます。法施行時に既に所定の学科を卒業している方、法施行時に所定の学科に在学中の方については、従来の学歴要件が適用されます。
[参考：<http://www.jaeic.or.jp/>]

受験資格の見直し（②実務経験要件）

- 建築士試験の受験資格である実務経験要件について、「建築に関する実務経験」という従来の幅広い要件から、「設計・工事監理、建築確認、一定の施工管理」等の、設計・工事監理に必要な知識・能力を得られる実務に限定されます。
- この見直しは、法施行後に行われる実務経験に関し適用されることになります。なお、法施行時までの実務経験は法施行後も実務経験期間としてカウントされます。必要な期間を満たさない場合には、法施行後の実務経験期間と合算することになります。
- 大学院における教育については、建築設計（意匠設計、構造設計、設備設計等）・工事監理に関するインターンシップを必須要件として、これと連携した演習・実習等の単位取得状況に応じて実務経験年数として算定することになります。
[参考：<http://www.jaeic.or.jp/>]

受験資格の見直し

（③専門能力を有する技術者の受験資格）

- 4年以上の実務経験を有する建築設備士に、一級建築士試験の受験資格が付与されます。
- この見直しは、平成20年試験から適用されています。
- これにより、従来二級建築士を経て一級建築士試験を受験していたものが、大幅に期間短縮されています。

一級建築士試験内容の見直し

- 「学科の試験」に関し、現行の学科 I（計画）について、「計画」と「環境・設備」の2つの科目に分離し、合計5科目とします。具体的な科目及び科目ごとの設問数は、
①計画：20問、②環境・設備：20問、③法規：30問
④構造：30問、⑤施工：25問
とし、五枝択一方式を四枝択一方式に変更します。
- 「設計製図の試験」に関し、現行の設計課題に加え、記述・図表的表現などの手段により、構造設計や設備設計の基本的な能力を確認する出題を行います。
- 平成21年試験から見直しを行います。
- 「学科の試験」「設計製図の試験」の試験時間は、いずれも1時間程度延長されます。
- これらの見直しに伴い、受験手数料が見直されます。
(15,100円→19,700円)

〈定期講習制度の創設〉

定期講習の受講の義務づけ

- 建築士事務所に所属する建築士に対し、3年ごとの定期講習の受講が義務づけられます。
- 定期講習は、1日間（一級建築士の場合、6時間程度）となります。
- 一級建築士の場合、5時間の講義の後、1時間の〇×式の修了考査が実施されます。
- 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士についても、定期講習の受講が義務づけられます。

※ 講習機関の登録制度について

- 定期講習、管理建築士講習（3参照）、構造／設備設計一級建築士講習（2参照）は、国土交通大臣に登録を行った機関（登録講習機関）が行います。
- 法令に定める一定の条件を満たした機関を、講習機関として登録します。
[参考：<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/koushu>]

2 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

構造設計一級建築士／設備設計一級建築士制度の創設

- 一級建築士として5年以上構造設計／設備設計に従事した後、所定の講習を修了し、構造設計一級建築士証／設備設計一級建築士証の交付を受けた者を構造設計一級建築士／設備設計一級建築士とします。
- 構造設計一級建築士講習は3日間、設備設計一級建築士講習は4日間となります。このうち1日は、設計と法適合確認の修了考査が実施されます。

※ 建築設備士の取り扱いについて

- 設備設計一級建築士制度の創設や再委託の制限により、建築士法上の建築設備士の位置づけや業務の取り扱いが変わるものではありません。むしろ、建築設計の専門分化が進むなか、建築設備のスペシャリストとしての建築設備士の積極的活用が必要と考えられます。
- 改正建築士法の施行に当たっては、設備設計一級建築士制度や建築設備士の活用についての誤解が生じないよう、地方公共団体や関係団体に対し周知徹底を図っています。

一定の建築物について法適合確認等の義務づけ

- 高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計／設備設計に関し、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士の関与（自ら設計する、または、法適合確認を行う）を義務づけます。

※ 高度な専門能力を必要とする一定の建築物について

〈構造設計の場合〉

一級建築士の業務独占に係る建築物のうち、高度な構造計算（保有水平耐力計算、限界耐力計算等）が義務づけられる建築物（建築基準法第20条第1号、第2号に該当する建築物）

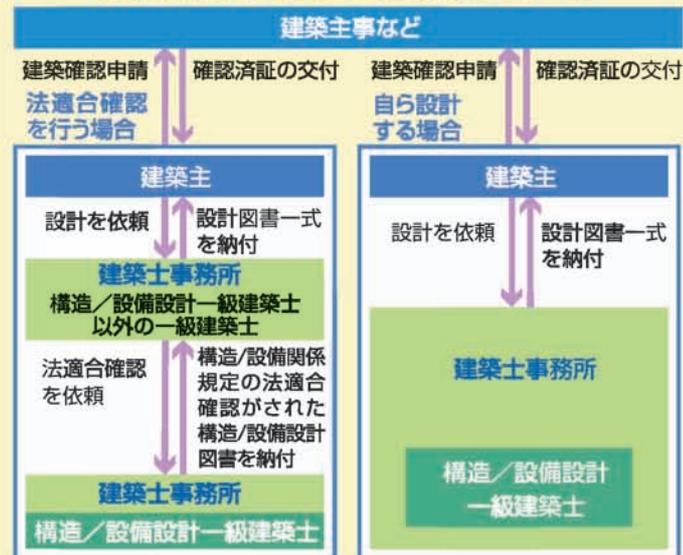
- ・ 鉄筋コンクリート造高さ20m超
- ・ 鉄骨造4階以上
- ・ 木造高さ13m超または軒高9m超
- ・ 柱間隔が一定以上ある建築物や耐力壁が少ない建築物等これらの建築物に準ずるものとして国土交通大臣が指定したもの（平成19年国土交通省告示第593号に位置づけているもの＝簡易な壁量計算や構造計算では安全性が確認できないもの）等

〈設備設計の場合〉

- ・ 階数が3以上、かつ、床面積5,000m²超の建築物

- 平成21年5月27日以降の建築確認申請から適用されます。対象となる建築物の設計に構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が関与していない場合は、建築確認申請が受理されず、また、工事着工も禁止されます。
- ただし、平成21年5月26日以前に構造設計／設備設計が行われたものについては、その後の設計変更も含め、平成21年11月26日までの間は、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が関与していない場合であっても、建築確認申請が受理されます。

高度な専門能力を必要とする一定の建築物における法適合確認等のイメージ



3 建築士事務所が行う設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

管理建築士の要件強化

- 建築士事務所の管理建築士になるためには、建築士として3年間の所定の業務経験を積んだ後、管理建築士講習の受講が必要となります。
- なお、法施行時点ですでに建築士事務所の管理建築士として登録されている方については、その建築士事務所に引き続き管理建築士として置かれる場合に限り、法施行後3年以内（平成23年11月27日まで）にこの要件を満たせばよいことになります。

管理建築士等による重要事項説明の義務づけ

- 設計・工事監理契約の締結前にあらかじめ、管理建築士その他の当該建築士事務所に所属する建築士が、建築主に対し重要事項について、書面を交付して説明を行うことが義務づけられます。
- 説明が義務づけられる主な重要事項は、以下のとおりです。
 - ・作成する設計図書の種類
 - ・工事と設計図書との照合の方法
 - ・工事監理の実施の状況に関する報告の方法
 - ・従事することとなる建築士の氏名
 - ・報酬の額および支払いの時期
 - ・契約の解除に関する事項 等
- 説明を行う建築士は、建築士免許証（免許証明書）を提示することが義務づけられます。
- 具体的な様式等については、建築関係団体が作成しています。
[参考：<http://www.icas.or.jp/kenchikushiho/juyo.html>]

再委託の制限

- 委託者が許諾しても、建築士事務所の開設者以外の者への設計・工事監理の再委託が禁止されます。
- 階数が3以上、かつ、床面積1,000㎡以上の共同住宅について、委託者が許諾しても、設計・工事監理の一括再委託（いわゆる丸投げ）が禁止されます。

名簿の閲覧、携帯用免許証の交付

- 建築士名簿を閲覧できるようになります。
- 一級建築士免許証を携帯可能なものに変更します。
- 従来国土交通大臣が実施していた一級建築士の登録事務及び名簿の閲覧事務については、平成20年11月28日から中央指定登録機関として指定された（社）日本建築士会連合会が行います。なお、登録等の申請窓口は、都道府県建築士会となります。
- 従来都道府県知事が実施してきた二級建築士、木造建築士及び建築士事務所の登録事務等については、都道府県知事が機関を指定してこれを行わせることができるようになります。

新しい登録制度のイメージ

	登録実施主体	
	改正前	改正後（機関を指定した場合）
一級建築士	国土交通大臣	中央指定登録機関 （社）日本建築士会連合会
二級建築士・木造建築士	都道府県知事	都道府県指定登録機関
一級・二級・木造建築士事務所	都道府県知事	指定事務所登録機関

4 団体による自律的な監督体制の確立

建築士事務所協会、建築士事務所協会連合会の法定化

- 都道府県の建築士事務所協会、日本建築士事務所協会連合会が法律に位置づけられ、苦情解決、研修等を実施します。
- この規定は、平成21年1月5日より施行されました。
- なお、都道府県の建築士会、日本建築士会連合会は従来より建築士法に位置づけられ、研修などを実施しています。

5 業務報酬基準等の見直し

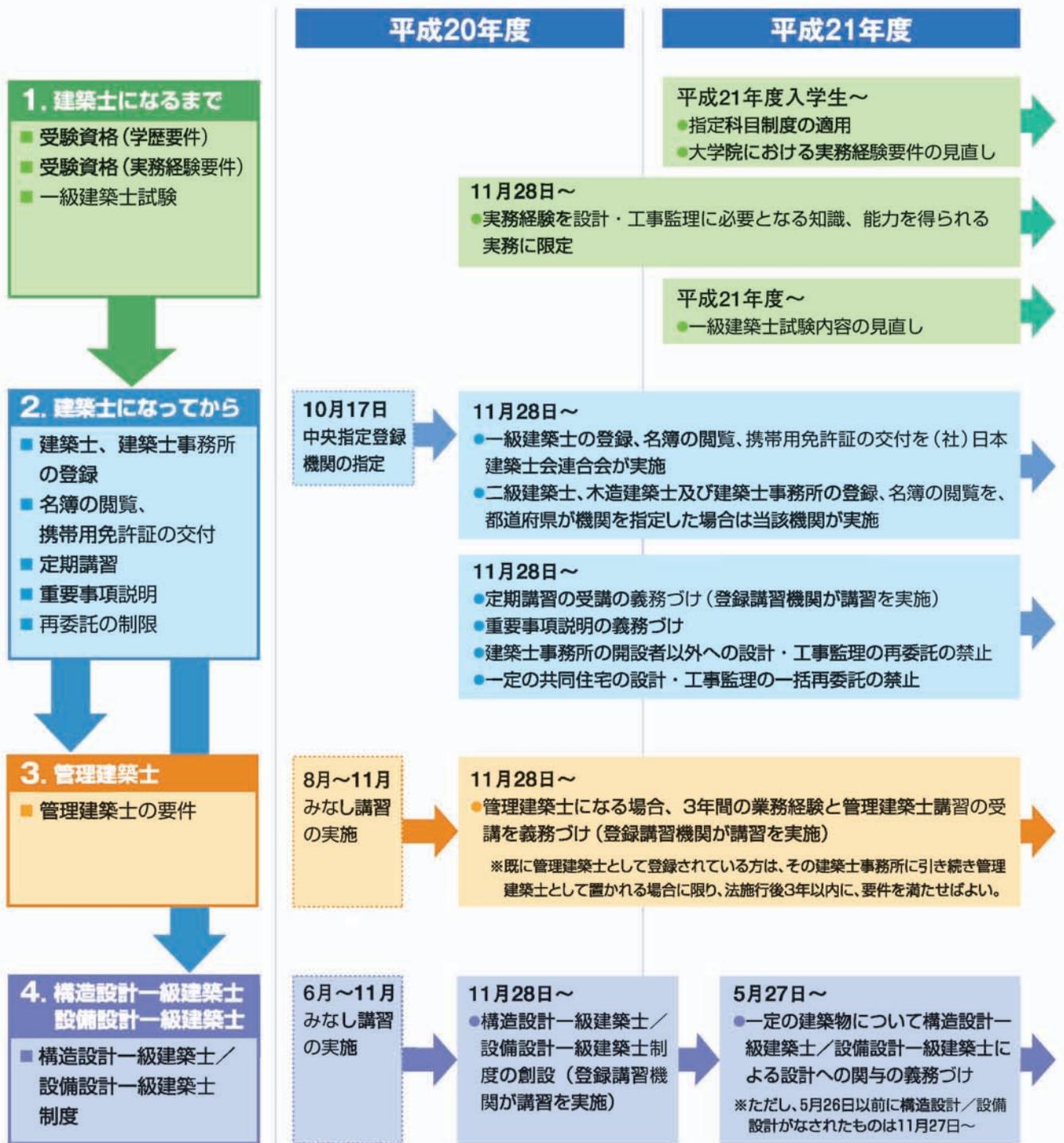
業務報酬基準の見直し

- 設計・工事監理等における標準的な業務量を定めた業務報酬基準の見直しを行います。
- 平成21年1月7日に新しい業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第15号）が策定されました。

工事監理業務の充実

- 工事監理業務に関し、ガイドラインを策定します。

「改正建築士法」の施行スケジュール



一般社団法人 新・建築士制度普及協会 について

一般社団法人 新・建築士制度普及協会は、新しい建築士制度の普及等を目的として、平成21年1月に設立された法人です。

● 会 員

(社)日本建築士会連合会

(社)日本建築士事務所協会連合会

(社)日本建築家協会

(社)建築業協会

(社)日本建築構造技術者協会

(社)建築設備技術者協会

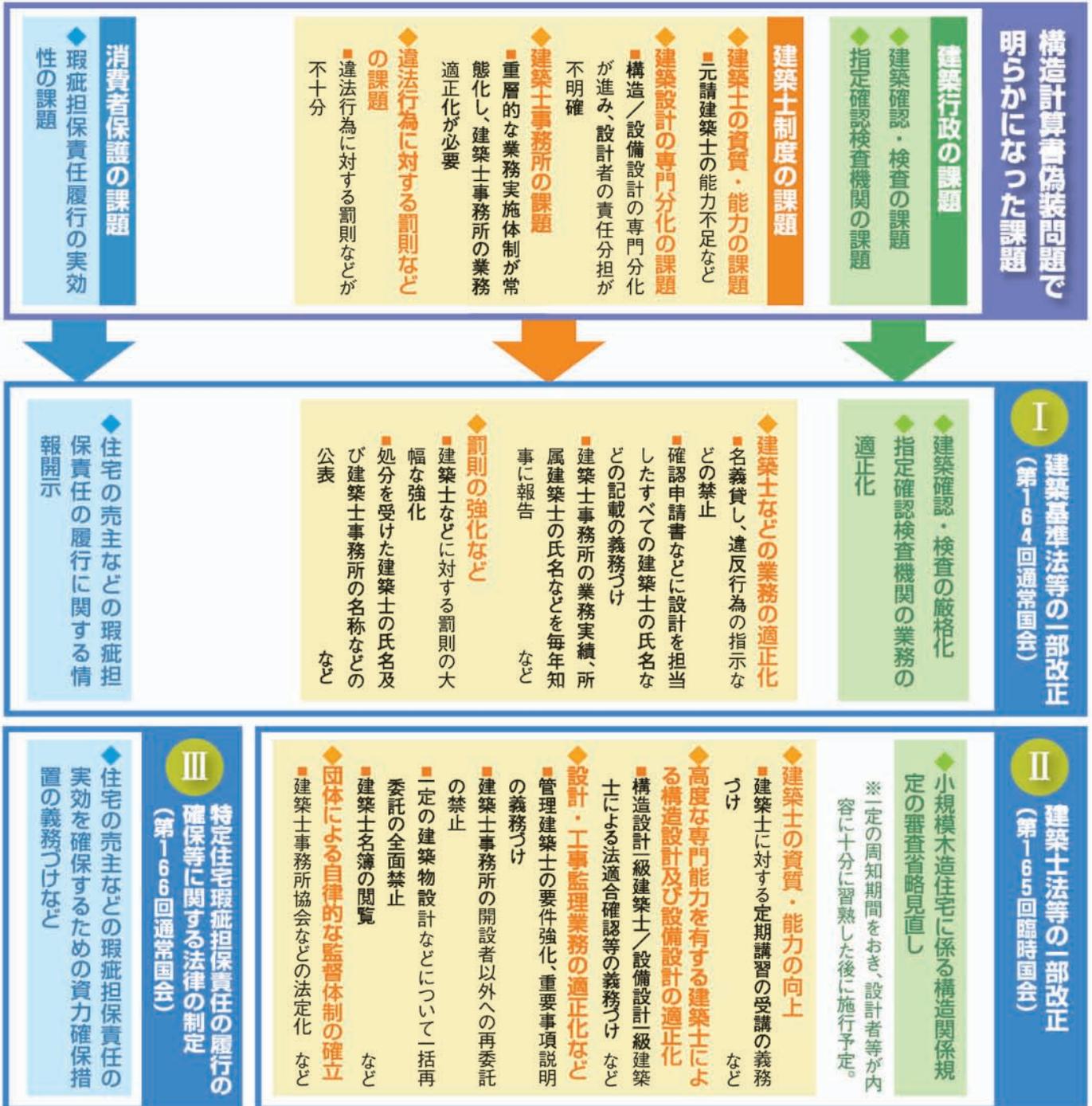
(社)日本建築学会

(財)建築技術教育普及センター

(財)建築行政情報センター

構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応

平成17年に発覚した構造計算書偽装問題に関連して、一部の建築士において不適切な業務が行われている実態が明らかになりました。これを踏まえ、建築行政、建築士制度、消費者保護という観点から、さまざまな課題を整理し、建築基準法等の一部改正（平成18年6月）、建築士法等の一部改正（平成18年12月）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の制定（平成19年5月）が行われました。



●お問い合わせは、各都道府県の建築士会、建築士事務所協会または各都道府県の建築士法担当部局をお願いします。

発行：一般社団法人 新・建築士制度普及協会
 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル6F
 Tel:03-3513-7889
<http://www.icas.or.jp/>

監修：国土交通省 住宅局建築指導課

平成21年3月第3版第1刷発行